

第 4 部 画像診断

◆磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）（一連につき）

注 1～9（略）

- 10 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600 点を所定点数に加算する。

肝エラストグラフィ加算（600 点）【新設】【注加算】【要届出】

170040170	肝エラストグラフィ加算	600 点
-----------	-------------	-------

〔算定方法〕

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3779	肝エラストグラフィ加算
------	-------------

◆医療機器共同利用に関する新設コード

170041810	ポジトロン断層撮影（150 標識ガス剤使用）（画診共同）	7,000 点
170041910	ポジトロン断層撮影（18FDG 使用）（画診共同）	7,500 点
170042010	ポジトロン断層撮影（13N 標識アンモニア剤使用）（画診共同）	9,000 点
170042130	ポジトロン断層撮影（150 標識ガス剤）施設基準不適合（画診共同）	5,600 点
170042230	ポジトロン断層撮影（18FDG 使用）施設基準不適合（画診共同）	6,000 点
170042330	ポジトロン断層撮影（13N 標識）施設基準不適合・画診共同	7,200 点
170042410	ポジトロン・CT 複合撮影（150 標識ガス剤使用）（画診共同）	7,625 点
170042510	ポジトロン・CT 複合撮影（18FDG 使用）（画診共同）	8,625 点
170042630	ポジトロン・CT 複合撮影（150 標識）施設基準不適合・画診共同	6,100 点
170042730	ポジトロン・CT 複合撮影（18FDG）施設基準不適合（画診共同）	6,900 点
170042850	ポジトロン・MRI 複合撮影（18FDG 使用）（画診共同）	9,160 点
170042930	ポジトロン・MRI 複合撮影（18FDG）施設基準不適合・画診共同	7,328 点
170043050	乳房用ポジトロン断層撮影（画診共同）	4,000 点
170043130	乳房用ポジトロン断層撮影（施設基準不適合）（画診共同）	3,200 点

170040210	CT 撮影（64 列以上）共同利用施設（画診共同）	1,020 点
170040310	CT 撮影（64 列以上）共同利用施設・頭部外傷（画診共同）	1,020 点
170040410	CT 撮影（64 列以上）（その他）（画診共同）	1,000 点
170040510	CT 撮影（64 列以上）（その他）頭部外傷（画診共同）	1,000 点
170040610	CT 撮影（16 列以上 64 列未満）（画診共同）	900 点
170040710	CT 撮影（16 列以上 64 列未満）頭部外傷（画診共同）	900 点
170040810	CT 撮影（4 列以上 16 列未満）（画診共同）	750 点
170040910	CT 撮影（4 列以上 16 列未満）頭部外傷（画診共同）	750 点
170041010	CT 撮影（イ、ロ又はハ以外）（画診共同）	560 点
170041110	CT 撮影（イ、ロ又はハ以外）頭部外傷（画診共同）	560 点
170041210	脳槽 CT 撮影（造影含む）（画診共同）	2,300 点
170041310	脳槽 CT 撮影（造影含む）頭部外傷（画診共同）	2,300 点

170041410	MRI 撮影（3 テスラ以上）共同利用施設（画診共同）	1,620 点
170041510	MRI 撮影（3 テスラ以上）（その他）（画診共同）	1,600 点
170041610	MRI 撮影（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）（画診共同）	1,330 点

170041710	M R I 撮影（ 1 又は 2 以外）（画診共同）	900 点
-----------	----------------------------	-------